

代議員定数削減に伴う規約等の一部変更

1. 趣旨

第7期代議員等の総選挙に先立ち、代議員及び理事の定数を削減し、規約等の一部変更を行うもの。また、現行、互選代議員の立候補については、推薦人20名以上の署名捺印が必要と定められているが、これを10人以上と改める。

2. 変更内容

役員等	現行		改定後	備考
代議員	18名	⇒	16名	選定、互選各1名ずつ減員
理事	8名		6名	選定、互選各1名ずつ減員
監事	2名		2名	変更なし
立候補推薦人	20名		10名	

3. 理由

ア. 昨年3月、互選側代議員2名の補欠選挙を執行した際に、1名補充できず欠員が生じた経緯がある。これについては、昨年10月実施の「行政監査」において問題ありと指摘を受けたところである。

イ. 現行定数は、当基金設立当初から見直されておらず、候補選出の基盤である設立事業主数がほぼ半減（当初114社→現在65社）した現状においては、やや過剰と言わざるを得ない。

ウ. よって、改定案のとおり代議員定数を2名減員し、併せて、昭和41年厚生省発第362号通知（※）により、理事の定数も2名減員するものである。

（※）「厚生年金基金制度の施行について」の「第2管理に関する事項の三 代議員会」のなお書により、代議員の定数は理事の倍数を超えるものでなければならないとされている。

エ. 立候補者の推薦人については、設立事業所の加入員の实情にあわせて改定するものである。

(4) <別紙1>規約及び<別紙2>代議員選挙執行規程並びに<別紙3>役員選挙執行規程の一部変更案は次葉以降に記載のとおり。

<別紙1>

新旧規約対照表

新	旧
<p data-bbox="384 360 464 389"><略></p> <p data-bbox="248 396 379 425">(定 数)</p> <p data-bbox="201 432 783 651">第 8 条 この基金の代議員の定数は、<u>16</u>人とし、その半数は、設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。</p> <p data-bbox="453 658 533 687"><略></p> <p data-bbox="248 734 316 763"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="201 770 603 799"><u>この規約は、次期総選挙から施行する。</u></p>	<p data-bbox="970 360 1050 389"><略></p> <p data-bbox="855 396 986 425">(定 数)</p> <p data-bbox="807 432 1390 651">第 8 条 この基金の代議員の定数は、<u>18</u>人とし、その半数は、設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。</p> <p data-bbox="1058 658 1137 687"><略></p>

新旧規程対照表

新	旧
<p data-bbox="443 344 528 376"><略></p> <p data-bbox="188 385 387 416">第5章 候補者</p> <p data-bbox="204 465 456 497">(立候補者の届出等)</p> <p data-bbox="188 506 783 656">第9条 代議員の候補者となろうとする者は、選挙期日の公示があった日から選挙の期日前5日までの間に、文書でその旨を選挙長に届出なければならない。</p> <p data-bbox="193 665 783 736">2 前項の届出をする場合においては、加入員<u>10</u>名以上の推薦者があることを要する。</p> <p data-bbox="193 745 783 896">3 選挙長は、第1項の届出があったときは、その者の被選挙権の有無を確認のうえ、受理し、その旨を理事長に報告し、届出書の余白に受理の年月日を記載しなければならない。</p> <p data-bbox="443 904 528 936"><略></p> <p data-bbox="272 983 363 1014"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="220 1064 727 1095"><u>この規程は、次期総選挙から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1064 344 1149 376"><略></p> <p data-bbox="807 385 1007 416">第5章 候補者</p> <p data-bbox="823 465 1075 497">(立候補者の届出等)</p> <p data-bbox="807 506 1406 656">第9条 代議員の候補者となろうとする者は、選挙期日の公示があった日から選挙の期日前5日までの間に、文書でその旨を選挙長に届出なければならない。</p> <p data-bbox="812 665 1402 736">2 前項の届出をする場合においては、加入員<u>20</u>名以上の推薦者があることを要する。</p> <p data-bbox="812 745 1406 896">3 選挙長は、第1項の届出があったときは、その者の被選挙権の有無を確認のうえ、受理し、その旨を理事長に報告し、届出書の余白に受理の年月日を記載しなければならない。</p> <p data-bbox="1064 904 1149 936"><略></p>

<別紙3> 役員選挙執行規程

新旧規程対照表

新	旧
<p data-bbox="443 344 528 376"><略></p> <p data-bbox="205 383 485 414">(理事の定数及び選任)</p> <p data-bbox="188 421 783 629">第 4 条 理事の定数は <u>6</u> 人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員においてそれぞれ互選する。ただし、理事の候補者数がそれぞれ選挙すべき理事の定数をこえない場合は、その理事の候補者をもって当選人とする。</p> <p data-bbox="443 636 528 667"><略></p> <p data-bbox="272 719 363 750"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="217 797 724 828"><u>この規程は、次期総選挙から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1064 344 1149 376"><略></p> <p data-bbox="825 383 1104 414">(理事の定数及び選任)</p> <p data-bbox="807 421 1402 629">第 4 条 理事の定数は <u>8</u> 人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員においてそれぞれ互選する。ただし、理事の候補者数がそれぞれ選挙すべき理事の定数をこえない場合は、その理事の候補者をもって当選人とする。</p> <p data-bbox="1064 636 1149 667"><略></p>